

## 蒲郡市後援等及び市長賞の交付取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市（以下「市」という。）が、教育、文化、体育、産業、福祉等、各般にわたって住民福祉の向上を図るため、団体又は個人が主催する事業について、後援若しくは協賛（以下「後援等」という。）又は市長賞の交付を行う場合の基準、手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 市が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 当該事業が住民福祉の向上に寄与するもので、市が事業を奨励することが適当と認められるもの
- (2) 協賛 当該事業が市の施策の推進に寄与するもので、市が事業の実施に賛助することが適当と認められるもの

(市長賞の交付)

第3条 市長賞は、団体又は個人が主催する事業において、主催者を通じて顕彰すべき参加者に贈呈するために、予算の範囲内において、次に掲げる物を当該主催者に交付するものとする。

- (1) 賞状
- (2) トロフィー、記念品等の副賞

(後援等又は市長賞の交付の基準)

第4条 市が後援等又は市長賞の交付を行う事業は、市民の教育、文化、体育、産業、福祉等の向上に寄与し、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 目的及び内容が明確なものであること。
- (2) 主催者が適格なものであること。
- (3) 広く市民を対象とし、原則として開催地が市内であること。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(後援等又は市長賞の交付の制限)

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等又は市長賞の交付を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体又は宗教及び宗派を支持又は反対する意図があると認められ

るもの

- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの
- (3) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (4) 暴力団等と関係があり、又はそのおそれのあるもの
- (5) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの

(申請)

第6条 市の後援等を受けようとする者又は市長賞の交付を受けようとする者（以下これらを「申請者という。」）は、当該事業開催日の1か月前までに後援等名義使用・市長賞交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に事業計画書等関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(後援等又は市長賞の交付の承認等)

第7条 市長は、申請書を審査し、後援等又は市長賞の交付を行うことが適当と認めたときは、申請者に後援等名義使用・市長賞交付承認書（第2号様式）を交付する。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により後援等の承認を行ったときは、当該承認内容をホームページ等に掲載する。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、後援等又は市長賞の交付を行うことが不相当と認めたときは、申請者に後援等名義使用・市長賞交付不承認書（第3号様式）を交付する。

4 申請者は、申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再申請の手続をしなければならない。

(後援等又は市長賞の交付の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により後援等又は市長賞の交付を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が生じたとき。
- (2) 第5条の規定に該当する事実が判明したとき。
- (3) 承認の際に付した条件に違反したとき。

(事業の実施報告)

第9条 後援等又は市長賞の交付を承認された者は、当該事業終了後速やかに事業実施報告書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。